

協議第70号

平成16年4月15日確認

各種事務事業の取扱い（人権施策）について

各種事務事業の取扱い（人権施策）について別紙のとおり提出する。

平成16年4月15日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市においても、人権尊重都市宣言を行うとともに、人権尊重に関する条例を制定するものとし、一人ひとりの人権や個性などを大切に、互いを尊重しあえる社会の形成を目指し、人権啓発事業等に積極的に取り組むものとする。 2 人権施策基本計画については、合併後3年程度で策定する。 3 施設(集会所・会館)維持管理運営事業、人権・同和問題事業補助金(運動団体等補助金)については、従来からの経緯、実績等に配慮し、新たに制度を制定する。 4 隣保館運営事業については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
関係項目	人権施策		

先 進 地 事 例

【篠山市】

同和対策の取扱いについては、合併時に調整する。

【さぬき市】

同和対策における各種施策等は、国・県の基準により新市において、統一して実施する。
ただし、地域改善対策就園就学奨励金及び隣保館の運営については、現行のとおりとする。

【あさぎり町】

人権教育・同和対策については、新町においては計画し実施する。

【東かがわ市】

人権(同和)対策関係事業については、これまでの取組の経緯を踏まえ、新市においても、次のとおり引き続き取り組むものとする。

- (1) 宣言・決議、条例・規則の制定、基本的計画の策定、行政組織の設置、啓発・教育組織の設置、団体への加入については、新市において速やかに取り組む。
- (2) 法律による事業及び個人給付的事业については、国及び県の基準により新市において統一し、実施する。
- (3) 人権問題に係る重要項目については、新市に移行後、速やかに計画を策定し、人権思想の高揚に努める。
- (4) 公営住宅及び改良住宅の家賃は、新市に移行後も当分の間、現行のとおりとし、随時調整する。

【伊賀地区市町村合併協議会】

(1) 人権啓発事業については、新市においても行政が主体となって行うとともに、住民が主体となった人権啓発活動に対しても積極的に支援、推進する。
(2) 地方改善施設(設備)整備事業、福祉資金貸付事業、改良住宅等使用料、事業補助金、団体運営補助金については、従来からの経緯、実績等に配慮し、新市発足後調整する。
(3) 改良住宅等入居資格については、新市発足時に制度を統一する。ただし、現に入居している者については、現行のとおりとする。